

# 扶養親族届の記入について

下記要件に該当する扶養親族(他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者)がある場合、扶養手当を申請することができます。申請にあたっての必要証明書類は別紙「フローチャート」を参照の上、扶養親族届と併せて事実発生日から15日以内に提出ください。

要件	(イ) <b>配偶者</b> (内縁関係にある者も含む)
	(ロ) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある <u>子及び孫</u>
	(ハ) 60歳以上の <u>実父母および祖父母</u>
	(ニ) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある <u>弟妹</u>
	(ホ) <b>重度心身障害者</b>

ただし、次の者は扶養親族から除かれます

- (A) 他事業所その他から、扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者
  - (B) 年額130万円以上の恒常的な所得(※1)があると見込まれる者
- ◎ ここでの年額とは年度や暦年単位の総額ではなく、これから先1年間の見込です。  
金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、年間における総収入金額となります。  
月額収入が108,333円(=130万円÷12月)を超える場合、年間収入額130万円以上とみなします。
- (※1) 恒常的な所得…給与所得、事業所得、年金、失業給付金、育児休業給付金等

## 主に必要となる添付書類を以下に例示しています。

	続柄がわかる書類	被扶養者の戸籍謄(抄)本	扶養手当不支給証明書	非課税証明書(収入が無い) 離職票1, 2 (退職に伴う)	収入(見込)証明書	年金額改定通知書	在学証明書又は学生証(写し)
配偶者	収入がある(年金含む)	○※必須			○	○ 年金受給者	
	無収入、退職等			○			
子	配偶者に収入有	本人が世帯主であれば <b>住民票</b>	○				○
	配偶者も扶養に入る	世帯主以外は			○ 収入がある場合		
上記以外	実父母を扶養	戸籍謄(抄)本	○		○	○	
	祖父母を扶養		△	○ 収入が無い場合		○ 年金受給者	

- ※1 被扶養者の状況により、上記以外の書類が必要となる場合があります。
- ※2 必要書類すべて揃った日が受理日となりますので、お早めにお手続きください。

## 扶 養 親 族 届

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日提出

記載例	学校法人 産業医科大学		職種	教育職		所属	第〇内科学	
	理事長 殿		職員番号	6 桁	氏名	△△ △△△		
	給与規程第13条第1項に基づき次のとおり届け出ます							
	(証明書 通添付)							
届出の理由 〈該当する□にレ印を付すこと〉								
<input type="checkbox"/> 1 新規採用・復職等 <input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある <input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)								
フリガナ	続柄	生年月日	同居・別居の別(別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の発生日	届出の事由	
扶養親族の氏名				所得の種類	金額			
サンキョウ ハナコ	妻	S64.1.1	同居	給与	100万	〇年4月1日	新規採用	
産業 花子								
サンキョウ イロウ	子	R2.2.2	同居		0	R2年2月2日	出生	
産業 一郎								